

特別支援教育の充実

I. 中野区の特別支援教育の現状

1. 特別支援教育とは

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児、児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

2. 小・中学校の取組み

(1) 校内委員会

発達の遅れや障害のある児童・生徒に対して、全校的な支援体制を図るために設置している。

構成員：特別支援教育コーディネーター、校長、副校長、教務主任、特別支援学級担任、養護教諭など各学校の状況に応じて構成している。

役割：①特別な教育的支援を要する児童生徒の実態把握と支援策の検討
②校内の教員と連携して、個別指導計画の検討・作成・検証
③保護者や関係機関と連携して個別の教育支援計画の策定
④校内研修の実施 など

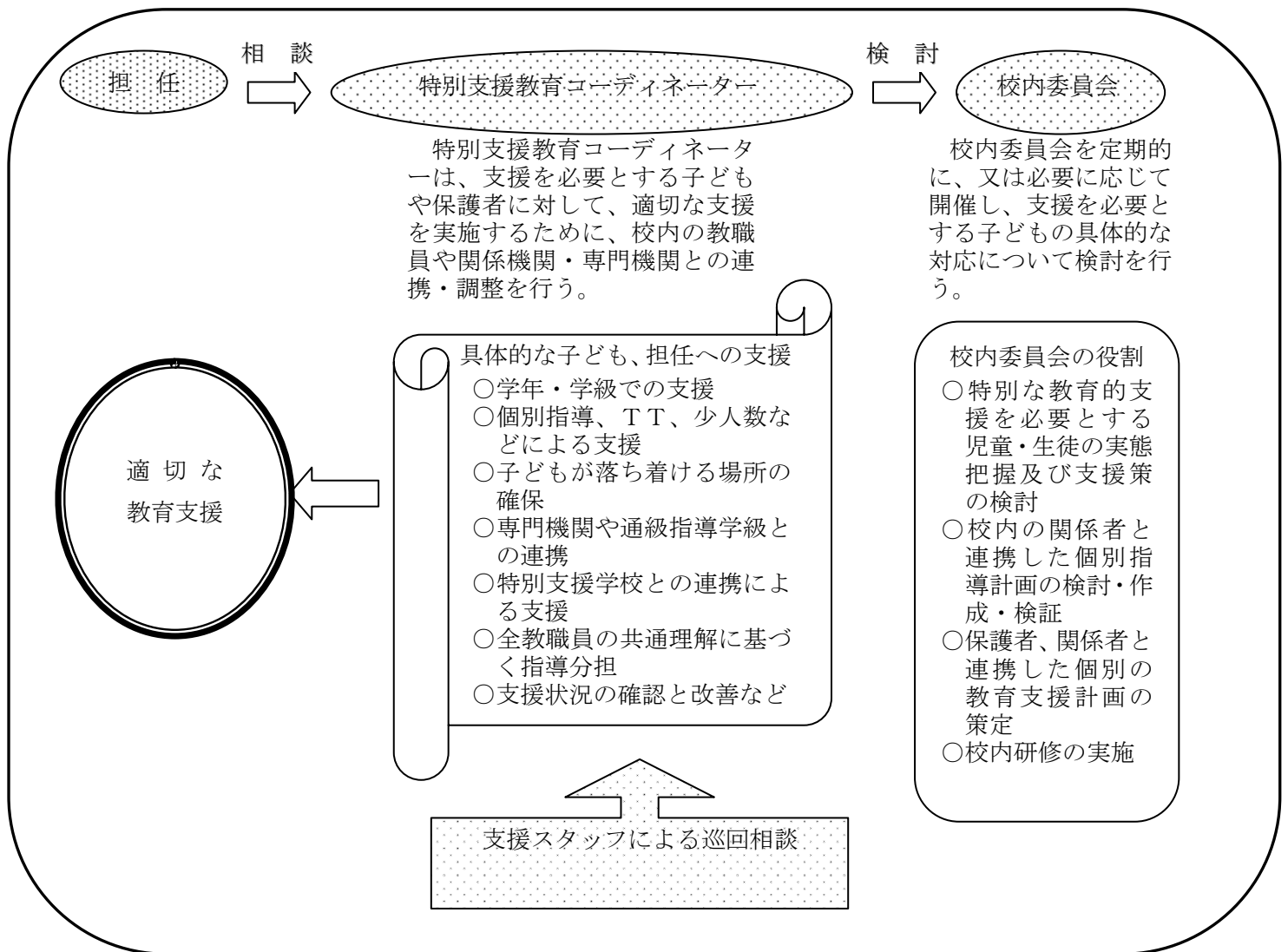
(2) 特別支援教育コーディネーター

役割：①校内委員会が適切・円滑に運営されるための推進役
②担任に対して、相談・助言などの支援
③保護者に対する学校の相談窓口及び保護者への支援
④校長の指示のもと、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整 など

(3) 研修

①巡回相談員や外部講師等による校内特別支援教育研修の実施
②教育委員会事務局等が実施する特別支援教育研修・コーディネーター養成研修への参加

一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を行うためのしくみ



3. 教育委員会事務局の取組み

(1) 巡回相談

臨床心理士、医師等で構成される支援スタッフを設置し、区立幼稚園、小・中学校で巡回相談を行っている。

①定期巡回：臨床心理士が、定期的に全区立幼稚園、小・中学校を巡回する。

(幼稚園：年3回、小・中学校：年5回)

②個別巡回：定期巡回の結果、医師の見立てが必要な場合は医師、教育的指導が必要な場合は特別支援学校の教員も同行して巡回する。

③臨時相談：学校からの要請に応じて、臨床心理士が訪問相談を行う。

巡回相談実施回数 (単位 回)

区分 \ 年度	19年度	20年度
幼稚園	12	12
小学校	156	152
中学校	70	68
合計	238	232

(2) 研修

- ①特別支援教育コーディネーターや、他の教員への研修の実施
- ②校内研修における外部講師派遣

(3) 一貫した支援

①就学移行支援の実施

発達の違いや障害のある子どもには、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫した支援が必要である。子ども家庭部では、幼稚園・保育園等で支援が必要と思われる子どもに気づいた場合「*乳幼児期における早期の発達支援共有ルール」（以下、共有ルールという。）により、一貫した支援を推進している。

教育委員会事務局ではこの共有ルールを活用し、就学前機関から小学校へ支援を引き継いでいくための申送りを行う連絡会を平成18年度から開催している。

* 乳幼児期における早期の発達支援共有ルール

⇒発達の遅れや障害のある子どもに早期の発達支援を行なうため、子ども家庭部所管の区立施設・区立幼稚園及び中野区要保護児童対策地域協議会の構成員となっている私立施設においての、発達障害支援のための情報共有ルール。

就学移行支援対象者数

(単位 人)

区分	年度	18年度	19年度	20年度
対象者		42	76	85

②巡回相談による連携

幼稚園から小学校、小学校から中学校へと子どもの状況や支援方法を引継いでいくために、巡回相談では地域を4つに分けて相談員がそれぞれの地域の学校(園)を担当している。就学や進学時には幼稚園・学校間でも引継ぎが行われるが、巡回相談員がより詳細な情報を伝えることにより、子どもの過去の状況や支援方法などを学校が把握できるようにしている。

4. 就学相談

就学相談は、一人ひとりの児童・生徒の発達の段階及び障害の状態に応じた最も適切な教育の場を提供するため、専門的な立場から、一人ひとりの児童・生徒にどのような教育環境が必要なのかを保護者とともに考えることを基本に進めている。

(1) 就学相談

翌年度4月に小・中学校に入学予定で、就学について心配がある又は障害のある子どもが適切な就学をするための相談。

就学相談の流れは、別紙「平成21年度 お子さんのよりよい就学のために ～就学相談を行います～」を参照

就学相談件数及び*就学支援委員会の判断と就学先が一致した件数

区 分		年 度		
		18年度	19年度	20年度
小学校	就学相談件数(件)	30	38	48
	一致した件数(件)	23	29	38
	一致率(%)	76.7	76.3	79.2
中学校	就学相談件数(件)	30	20	19
	一致した件数(件)	28	17	14
	一致率(%)	93.3	85.0	70.0
計	就学相談件数(件)	60	58	67
	一致した件数(件)	51	46	52
	一致率(%)	85.0	79.3	77.6

*就学支援委員会

⇒一人一人の児童・生徒の障害の種別、程度及び発達状況等に応じた、適切な就学の場の判断について検討するために設置している。

構成員は、特別支援学級設置校校長代表、特別支援学級教諭、小学校養護教諭代表、区立幼稚園代表園長、指導主事、教育相談員、就学相談専門員及び就学相談員、特別支援学校教諭、医師

(2) 転学相談及び通級相談

①転学相談

小・中学校に入学後、現在通っている学級で就学するのが難しく、特別支援学級等への転学をするための相談。

②通級相談

通常の学級に在籍しながら、週1、2回通級して障害の状態に応じた学習方法の工夫や練習・指導を受ける学級へ入級するための相談。

転学・通級相談件数

(単位 件)

区分	年度	転学相談			通級相談		
		18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度
小学校		19	13	11	37	37	48
中学校		1	2	5	12	15	10
計		20	15	16	49	52	58

5.特別支援学級

(1) 固定の特別支援学級(知的障害)(肢体不自由)在籍児童・生徒数 (5月1日現在)

(単位 人)

区分		年 度		
		19年度	20年度	21年度
知的	小学校	84	82	87
	中学校	41	44	46
肢体不自由	小学校	4	5	3
	中学校	7	4	3

(2) 通級の特別支援学級(情緒障害)(難聴・言語障害)(弱視)通級児童・生徒数(5月1日現在)

(単位 人)

区分		年度		
		19年度	20年度	21年度
情緒障害	小学校	35	36	45
	中学校	11	16	20
難言	小学校	33	39	40
弱視	小学校	7	8	6

(3) 中野区特別支援学級設置校等

平成 21(2009)年5月1日現在

種別	設置校	学級名	開級年	児童・生徒数	学級数
知的障害	桃園小学校	ひまわり学級	昭和 28 年6月1日	18	3
	新井小学校	こだま学級	昭和 36 年5月20日	24	3
	大和小学校	やまと学級	昭和 32 年10月1日	16	2
	江原小学校	わかば学級	平成 19 年4月1日	9	2
	西中野小学校	しらさぎ学級	平成 16 年4月1日	20	3
	第二中学校	I組	昭和 32 年10月1日	21	3
	第四中学校	四葉学級	昭和 38 年4月1日	23	3
	第七中学校	D組	平成 21 年4月1日	2	1
弱 視	中野本郷小学校	けやき学級	昭和 45 年10月2日	6	1
難 聴	桃花小学校	きこえとことばの教室	昭和 43 年9月1日	8	1
言語障害	桃花小学校	きこえとことばの教室	昭和 44 年11月1日	32	2
情緒障害	塔山小学校	とうのやま学級	昭和 46 年10月2日	23	3
	沼袋小学校	のびのび教室	平成 16 年4月1日	22	3
	第九中学校	通級指導学級	平成 16 年4月1日	20	2
肢 体 不 自 由	丸山小学校	たんぽぽ学級	平成9年4月1日	3	1
	緑野中学校	たんぽぽ学級	平成9年4月1日	3	1

6. 副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち、原則として希望する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事等様々な交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図っている。

区分 \ 年度	19年度	20年度
小学校	20	18
中学校	9	10
合計	29	28

II. 今後の特別支援教育の課題

1. 通常の学級における特別支援教育

LDやADHDの児童・生徒については、通級指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮や習熟度別学習の工夫等により対応することが可能な場合が多い。

しかし、現在の担任だけによる指導では個別に対応することが困難な場合も多いため、各学校に場所を確保し（＝特別支援教室）巡回による指導を行っていく。

（巡回指導を行う者（＝巡回指導員）は、情緒障害特別支援学級で指導方法を学びながら、モデル校で巡回指導を行い、指導員として育成していくことを想定）

2. 特別支援学級の増設

（1）固定学級

知的障害の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の大幅な増加はないが、通学距離など地域バランスを考慮すると南部地域に小学校の特別支援学級が必要である。

（2）通級学級

①情緒障害等

通級する児童・生徒は増加している。小学校は1校増設して合計3校にする予定である。中学校は現在1校しかないことから増設する必要がある。

3. 一貫した支援

就学・進学・就職等、成長ステージに合わせて一貫した支援を行う体制の構築が急がれている。

その対応として、子ども家庭部では発達の違いや障害のある18歳までの子どもへの継続相談が行える体制を新設する予定である。教育委員会でも、子ども家庭部と連携を図りながら、この仕組みを活用して教育期間での一貫した支援の充実と、教育期間終了後も支援が引継がれていけるような体制の整備を行っていく必要がある。